

# 石川県公報

平成 26 年 6 月 24 日

第 1 2 7 0 8 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

目	次
告 示	
○一般競争入札の落札者等 (管財課) 1	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (同) 5
○随意契約の相手方等 (税務課) 1	○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課) 5
公 告	公安委員会
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課) 2	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 5
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (同) 2	
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課) 5	

## 告 示

### 石川県告示第284号

WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成 26 年 6 月 24 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
放射性ヨウ素測定装置 5 台 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部管財課  
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 落札者を決定した日  
平成 26 年 6 月 12 日
- 落札者の名称及び所在地  
応用光研工業株式会社  
東京都福生市大字熊川 1642 番地 26
- 落札金額  
37,638,000 円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
平成 26 年 5 月 2 日

### 石川県告示第285号

WTO (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

平成 26 年 6 月 24 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

- 税務総合情報システム機器等借上げ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部税務課  
金沢市鞍月1丁目1番地
  - 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成26年5月7日
  - 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
富士通リース株式会社北陸支店  
金沢市昭和町16番1号
  - 5 随意契約に係る契約金額  
573,674,400円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
  - 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定に該当するため

---

## 公 告

---

### 特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成26年6月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日  
平成26年6月11日
- 2 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 内灘フットボールクラブ
- 3 代表者の氏名  
吉野 徹
- 4 主たる事務所の所在地  
河北郡内灘町字向栗崎2丁目202番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、青少年に対して、サッカー及びスポーツの普及振興を図り、青少年の健全な心身の発達、育成等に関する事業を行い、広くスポーツ文化の振興、発展、交流、環境整備及び地域コミュニティーの活性化に寄与することを目的とする。

---

### 特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成26年6月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日  
平成26年5月30日
- 2 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 すみれ作業所
- 3 代表者の氏名  
小釜 太美子

## 4 主たる事務所の所在地

羽咋郡志賀町富来地頭町乙の52番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活する精神障害者に対して、自立促進と社会復帰に関する事業を行い、精神障害者が住みやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

## 1 申請のあった年月日

平成26年6月4日

## 2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ひなたぼっこ

## 3 代表者の氏名

滝澤 るみ子

## 4 主たる事務所の所在地

七尾市小丸山台3丁目3番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児、学童、障害者(児)、高齢者に対して、福祉サービスに関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 1 申請のあった年月日

平成26年6月5日

## 2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 金沢アートグミ

## 3 代表者の氏名

真鍋 淳朗

## 4 主たる事務所の所在地

金沢市青草町88番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、金沢を中心に、芸術の啓発及び芸術と産業の連携を図る事業を行い、創造的に生活を楽しむことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

## 1 申請のあった年月日

平成26年6月6日

## 2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 金沢九谷倶楽部

## 3 代表者の氏名

鎚木 基由

## 4 主たる事務所の所在地

金沢市長町1丁目3番16号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、加賀百万石の文化を親しむ市民や、金沢を訪れる人々に対して、希少な金沢九谷の保存と発展に関する事業を行い、広く社会に対し、加賀百万石の伝統工芸産業とまちづくりの発展に寄与することを目的とする。

## 1 申請のあった年月日

平成26年6月5日

## 2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 能登まほらまの里会

## 3 代表者の氏名

堀井 寛

## 4 主たる事務所の所在地

羽咋郡宝達志水町今浜ヨ39番地4

## 5 定款に記載された目的

この法人は、宝達志水町の人々に対して、高齢者の住みやすい地域作りをするための環境整備と知識・技術の普及および教育、児童・青少年が生き生きと生活できる地域作りとその環境整備や知識の普及、都会人が、安らぎ、癒し、安心を求めることができるふる里づくりとその交流の推進の事業を行い、豊かな地域の創生と豊かな心の育成をし、地域活性化に寄与することを目的とする。

## 1 申請のあった年月日

平成26年6月6日

## 2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 いしかわ市民活動ネットワークセンター

## 3 代表者の氏名

広岡 守穂

## 4 主たる事務所の所在地

金沢市長町1丁目3番40号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、非営利活動に意欲的に取り組む市民や団体に対して、情報の提供、運営の相談、相互の交流、協働の促進などの事業を行うことで、多様な担い手による地域活動の活性化を促進させる。そのことによって、弱体化しつつある基礎コミュニティの再生と、地域社会と行政との協働の機会や、その手法の拡充を推し進め、「地域協働型社会」の実現に寄与することを目的とする。

## 1 申請のあった年月日

平成26年6月10日

## 2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 金沢市ホームヘルプサービスひまわり

## 3 代表者の氏名

近藤 良子

## 4 主たる事務所の所在地

金沢市三社町1番44号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、在宅要介護者等に対する居宅サービスに関する事業並びに母子家庭等及び寡婦の福祉に関する支援事業を行うことにより、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 1 申請のあった年月日

平成26年6月12日

## 2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 はだしのゲンをひろめる会

## 3 代表者の氏名

浅妻 南海江

## 4 主たる事務所の所在地

金沢市長坂3丁目10番20号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、国内外の次世代に対し、原爆被害の実相と核兵器の非人道性を伝え、核兵器廃絶と平和の思いを継承していくため『はだしのゲン』の精神を普及する事業を行い、「核兵器のない世界」をめざす運動を発展させることに寄与することを目的とする。

## 県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成26年6月25日から同年7月24日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成26年6月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
滝地区	県営ほ場整備事業 (耕作放棄地解消型)	県営土地改良事業計画書の写し	羽咋市農林水産課

## 県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成26年6月25日から同年7月24日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成26年6月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
滝尾南部地区	県営ほ場整備事業 (区画整理) (農業用排水施設)	県営土地改良事業変更計画書の写し	中能登町役場

## 開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成26年6月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
能美郡川北町字壱ツ屋225番1から225番3まで	道路 能美郡川北町字壱ツ屋225番3 緑地 能美郡川北町字壱ツ屋225番2	野々市市新庄二丁目45番地 社会福祉法人 加賀中央福祉会

## 公 安 委 員 会

## 石川県公安委員会告示第75号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月24日

## 石 川 県 公 安 委 員 会

別表第 1 (信号機の設置場所) 白山警察署管内の表303の項を次のように改める。

303	新荒屋町交差点	白山市荒屋町と77番地1先 市道中央1号線と市道曾谷行町中ノ郷線との交差点	S57.3.10
-----	---------	--	----------

別表第 2 (一方通行の指定) 七尾警察署管内の表 2 の項を次のように改める。

2	市 道 七尾東5号線	七尾市塗師町23番地先から 七尾市桧物町61番地先まで	約261 メートル	終 日	自動車及び原 動機付自転車	塗師町から桧物町 泰平橋に至る方向
---	---------------	--------------------------------	--------------	-----	------------------	----------------------

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 白山警察署管内の表498、499の項を次のように改める。

498	市道部入道 安養寺線	白山市鶴来桑島町1番地先	中ノ郷方向から上林交差 点方向への左折	大型貨物自動車、特 定中型貨物自動車及 び大型特殊自動車	終 日
499	市道部入道 安養寺線	白山市柴木町42番地先	部入道方向から上林交差 点方向への右折	大型貨物自動車、特 定中型貨物自動車及 び大型特殊自動車	終 日

別表第 7 (歩行者用道路) 白山警察署管内の表に次のように加える。

57	市道本町 4丁目8号線	白山市月橋町650番1先から 白山市鶴来本町4丁目ハ104番地13先まで	約250 メートル	終 日	自動車及び原動機付 自転車(指定車、許 可車を除く。)
----	----------------	---	--------------	-----	-----------------------------------

別表第 7 (歩行者用道路) 白山警察署管内の表55の項を次のように改める。

55	市 道 月橋町34号線	白山市月橋町644番地先から 白山市小柳町ろ265番地2先まで	約1,000 メートル	終 日	自動車及び原動機付 自転車(指定車、許 可車を除く。)
----	----------------	------------------------------------	----------------	-----	-----------------------------------

別表第10 (普通自転車歩道通行可) 津幡警察署管内の表 9 の項を次のように改める。

9	主要地方道高松 津幡線、町道太 田舟橋線	河北郡津幡町字庄チ82番地先から 河北郡津幡町字太田ち38番地先まで		終 日	約3,850 メートル
---	----------------------------	---------------------------------------	--	-----	----------------

別表第11 (最高速度の指定) 白山警察署管内の表に次のように加える。

402	県道松任美川線、 市道E10号線	白山市法仏町684番地先から 白山市宮保町2481番地先まで	約580 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引③を 除く。)
-----	---------------------	-----------------------------------	--------------	----------------	----	------------------

別表第11 (最高速度の指定) 白山警察署管内の表208、239の項を次のように改める。

208	市道平加長屋線	白山市長屋町40番地先から 白山市手取町ケ11番地先まで	約750 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。)
239	県道松任美川線、 市道E10号線	白山市北安田町1763番地1先から 白山市法仏町684番地先まで	約420 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。)

別表第11（最高速度の指定）津幡警察署管内の表に次のように加える。

75	自動車専用道路、 主要地方道金沢 田鶴浜線（上り 線）	河北郡内灘町字向栗崎チ 2 番地 169 先から 河北郡内灘町字大根布り 251 番地 2 先まで	約1,670 メートル	毎時70キロ メートル	終日	自 動 車
76	自動車専用道路、 主要地方道金沢 田鶴浜線（上り 線）	河北郡内灘町字大根布り 251 番地 2 先から かほく市白尾ム之部 2 番地 3 先まで	約8,180 メートル	毎時40キロ メートル	終日	自 動 車

別表第11（最高速度の指定）津幡警察署管内の表 1、70、74の項を次のように改める。

1	自動車専用道路、 主要地方道金沢 田鶴浜線（下り 線）	河北郡内灘町字向栗崎チ 2 番地 169 先から 河北郡内灘町字大根布ハ字 16 番地 1 先まで	約3,030 メートル	毎時70キロ メートル	終日	自 動 車
70	県道高松・内灘 線、県道八野・ 高松線	かほく市高松甲 16 番地 8 先から かほく市高松ア 24 番地 1 先まで	約590 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。）
74	自動車専用道路、 主要地方道金沢 田鶴浜線（下り 線）	河北郡内灘町字大根布ハ字 16 番地 1 先から かほく市白尾ム之部 2 番地 3 先まで	約6,820 メートル	毎時70キロ メートル	終日	自 動 車

別表第11（最高速度の指定）羽咋警察署管内の表に次のように加える。

179	町道 350 号 出雲 火打谷連絡線	羽咋郡志賀町火打谷ワ 36 番地先から 羽咋郡志賀町火打谷エ 18 番地先まで	約1,800 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両（けん引③を 除く。）
180	県 道 羽 咋 田 鶴 浜 線	羽咋郡志賀町梨谷小山 351 番地 1 先 から 羽咋郡志賀町安津見 46 番地 7 先まで	約2,500 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引② ③を除く。）

別表第11（最高速度の指定）羽咋警察署管内の表 84 の項を次のように改める。

84	国 道 249 号	羽咋郡志賀町松木子 9 番地 3 先から 羽咋郡志賀町谷神りの部 15 番 1 先ま で	約6,500 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引① ②③を除く。）
----	-----------	--	----------------	----------------	----	---------------------------------

別表第11（最高速度の指定）2 以上の警察署管内にまたがる表 50 の項を次のように改める。

50	白山市道平加長 屋線、川北町道 中島橋新線、県 道草深木呂場美 川線、県道鶴来 水島線	白山市長屋町 40 番地先から 能美郡川北町字土室戊 10 番地先まで	約6,970 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付自 転車及びけん引① ②③を除く。）
----	--	--	----------------	----------------	----	---------------------------------

別表第18（駐車禁止）津幡警察署管内の表56の項を次のように改める。

56	県道高松・内灘線、県道八野・高松線	かほく市高松甲16番地8先から かほく市高松ア24番地1先まで	約590 メートル	終 日	車 両
----	-------------------	------------------------------------	--------------	-----	-----

別表第20（停止禁止部分の指定）金沢東警察署管内の表に次のように加える。

39	市 道 東 山 1 丁 目 線 12 号	金沢市東山1丁目13番地先		終 日	車 両
----	-------------------------	---------------	--	-----	-----

別表第20（停止禁止部分の指定）金沢西警察署管内の表に次のように加える。

13	臨 港 道 路 粟 崎 大 浜 線	金沢市粟崎町4丁目78番地151先		終 日	車 両
14	県道向粟崎・ 安江町線	金沢市湊2丁目42番地4先		終 日	車 両

別表第4（指定方向外進行禁止）寺井警察署管内の表110、112、116の項を次のように改める。

110		削	除
112		削	除
116		削	除

別表第4（指定方向外進行禁止）白山警察署管内の表496、497の項を次のように改める。

496		削	除
497		削	除

別表第7（歩行者用道路）白山警察署管内の表56の項を次のように改める。

56		削	除
----	--	---	---

別表第10（普通自転車歩道通行可）津幡警察署管内の表57の項を次のように改める。

57		削	除
----	--	---	---

別表第11（最高速度の指定）羽咋警察署管内の表164の項を次のように改める。

164		削	除
-----	--	---	---